

く ぼ 久保 ひろのり

市政報告 Vol.06

2018
09/13

平成30年 9月定例会
一問一答



市民満足度向上宣言。
もっと、とやまは**元気**になれる!!

1.総務省の勧告について

久保

いじめ防止対策推進法が平成25年9月に施行され、同年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、さまざまな取組みが全国でなされている。

しかし、重大事態の発生が後を絶たない状況から、総務省行政評価局がいじめの実態、いじめの防止等の取組みについて状況を調査し、さまざまな問題が明らかになり、文部科学省などに平成30年3月に勧告が出された。

市教委は総務省の勧告をどのように受けとめているのか。

教育長

この勧告は、いじめは人権にかかわる重大な問題であり、法や国などの基本方針に基づく措置が徹底されることが重要であるとしている。

市教委は、十分に理解した上で、いじめの認知や対応が適切に行われるよう指導する。

2.いじめの認知について

久保

文部科学省は「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です」と明記している。

総務省は、適切に認知されていない事案が多くであると指摘している。

教育長は、ささいな子ども同士のトラブルが多くあると過去に答弁したが、具体的にどのような事案を指しているのか。

教育長

偶発的な衝突、遊び道具の取り合いや、順番待ちの際に割り込まれたことから生じる言い合いでけんかになるなどし、その後、お互いが謝罪や気持ちを伝え合ったりすることで気持ちが落ちつき、わだかまりが解消するようなトラブルのこと。

久保

総務省の勧告では、以下のことを、いじめの認知漏れとしている。

- 被害児童が数人から下着まで下げられて、ひどく傷つい

たことを教育相談によって把握したが、単発的で、既に解決済みの内容であるため認知しない。

- 被害児童がやり返した場合、力の関係差が一面的でないため、けんかとして認知しない。
 - 悪口を言って泣いた事案で、加害児童に指導の上、悪口を言わないように約束させた上、被害児童に謝罪させた、深刻な事態ではなかったため認知しない。
- 市教委の考え方は、総務省の勧告にある、いじめの認知漏れの恐れがある。

3.いじめの通報があった場合の対応について

久保

いじめの通報は、被害児童・生徒やその保護者が意を決した最初のSOSであり、通報そのものに重大な意味がある。

いじめ防止対策推進法の第4章、第23条、第2項に「学校は通報を受けたとき、速やかに当該児童などに係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする」とある。

いじめの通報を学校が受けた場合、どういった場合に教育委員会に報告をしているのか。

教育長

いじめと認知した場合に、報告をしている。

久保

いじめがなかった場合でも教育委員会に報告しなければ法令違反。早急に改善を求める。

4.重大事態が発生した場合の市長への報告について

久保

いじめの重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」及び「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」

いじめの重大事態が発生した場合、教育委員会から市長へ報告することがいじめ防止対策推進法の第30条第1項に定められている。

平成28年度には市内の小・中学校で重大事態が3件あっ



たと伺っているが、教育委員会は市長に対して適切に報告をしたのか。

教育長

市長への報告につきましては失念しており、先日報告した。

久保

法令違反であり、今後は法令順守を徹底していただきたい。

5.教育委員会会議への重大事態発生の報告及び調査結果の報告について

久保

不登校重大事態に係る調査の指針では「公立学校から不登校重大事態の発生報告を受けた教育委員会は、教育委員会への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は教育委員会会議を招集する」とあり、文部科学省は「生命心身財産重大事態においても同様の対応をとるべき」としている。

また重大事態の調査結果も、教育委員会会議において議題として取り扱うものとしている。

教育委員会会議への報告は適正になされているのか問う。

教育長

教育委員会会議等への議題提出は行っていない。

今後、重大事態が発生し、因果関係が明らかとならない場合や対応方針が定まらない場合には、教育委員会会議や総合教育会議に議題として提出し、必要な議論を行う。

久保

総合教育会議や教育委員会会議への報告は必要不可欠であり改善を求める。

6.いじめ零校を公表する意義とその重要性について

久保

文部科学省は平成27年8月17日付で、いじめ零校を児童・生徒または保護者に公表し、検証することで認知漏れがないか確認するように求めている。

いじめ零校を公表することの意義と現在の状況について問う。

教育長

いじめ零校の公表は、各学校の認知基準が適切であるかを確認することや認知漏れを防ぐための検証として有効であり、意義あるものと認識している。

しかし、本市の学校に十分に浸透しているとはいえない状況にある。

いじめ零校であることを児童・生徒や保護者に公表し、検証を仰ぐことの意義について再度周知し、適切に公表がなされるよう努める。

7.市当局による行政評価の実施について

久保

市教委及び学校において、法令違反があり、国からの通達、基本方針、ガイドライン等についても適切な対応ができていなかった。さらに総務省の勧告に対する対応も不十分であった。

市当局も、総務省が文部科学省にしたように、行政評価を実施すべきではないか。

市長（森 雅志君）

富山市には行政苦情オンブズマン制度がある。

この組織に市民が苦情を申し立てた場合、当該部局あるいは行政委員会も調べ、必要があれば勧告を出す。行政評価につながっており、今の自治法の中でできる精いっぱいのことだと思う。

久保

私たち議員がしっかりとしたチェック機能を持ちながら、対応していくことも重要である。

法令遵守は大変重要であり、現在実施している事業について、改めて法令が守られているのか、法の趣旨に沿っているのかチェックしていただき、よりよい市政をつくっていただきたい。

後援会への「寄付金」賛助をお願い致します

- 1口2,000円からの受付となります。
- 政治資金規正法により、匿名・企業・団体による寄附は認められていません。寄附はすべて個人名義でお願いします。
- 年間5万円を越えて寄附くださった方は、政治資金規正法第12条に基づき、寄附者の氏名、金額、住所、職業が政治資金収支報告書に記載され公表されます。
- 「大憲会」へのご寄附は、寄附金控除の対象となりません。

北陸銀行 富山南中央支店

● 口座番号 (普)6094287

● 口座名義 大憲会(ヒロノリカイ)

※恐縮ではありますが、振込手数料は別途ご負担願います。

お振込み口座のご案内

